

# 告示

## 埼玉県告示第千三百十九号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があったので、同条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第一項の規定により公告する。

令和五年十一月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
本庄市児玉町蛭川字柳町八百八十二番	田	二、六九六・〇〇
本庄市児玉町金屋字念仏塚八百十三番一	田	二、二五五・〇〇

二 申請に係る農地の利用の現況

農地法第三十二条第一項第一号に該当。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

所在及び地番	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
本庄市児玉町蛭川字柳町八百八十二番	令和六年三月三十一日	十年	一〇万七千八百四十円
本庄市児玉町金屋字念仏塚八百十三番一	令和六年三月三十一日	十年	六万五千三百九十五円

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

イ 提出期限

令和五年十一月二十四日

ロ 提出先

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

ハ 記載事項

(1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

- (2) 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- (3) 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- (4) 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- (5) 意見の趣旨及びその理由
- (6) その他参考となるべき事項